

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	子の住所等に関する情報及び子の社会的背景に関する情報の中央当局（外務大臣）への提供義務の導入	府省名	外務省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
規制の目的、内容及び必要性		<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
便益の分析		<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
費用と便益の関係の分析		<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	代替案の設定	<input type="checkbox"/> 設定あり <input checked="" type="checkbox"/> 想定される代替案なし				<input type="checkbox"/> 設定なし	
	代替案との比較	<input type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input checked="" type="checkbox"/> 比較なし		
レビューを行う時期又は条件		<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					①

【課題の説明】

① レビューを行う時期又は条件

レビューを行う時期又は条件について、「法律施行後の実施状況を踏まえつつ、必要に応じて検討を行う」と記載しているが、時期又は条件として評価書上明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある（本項目については、外務省から別紙のとおり補足説明がなされた。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報》

- 当省の照会
規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、例えば、「日本からの子の不法な連れ去り事案」や「日本への子の不法な連れ去り事案」等の数が分かれば、御教示下さい。
- 外務省の説明
国際的な子の連れ去りの発生件数については、正確に把握することは困難である。
なお、正確な数字はないものの、現在諸外国から日本への連れ去り事案として申入れを受けている件数は約 200 件弱である。
また、日本からの連れ去り事案については、(1) 外務省が平成 22 年に実施したアンケート調査によると日本へ子を連れ帰った事案が 18 件、日本から子を連れ去られた事案が 19 件であったこと、(2) 日弁連による調査 (2000 年から 2010 年までの総数) において、日弁連の会員弁護士が相談を受けたことがある件数が、日本へ子を連れ外国から帰国したい又は帰国したことによる相談が約 220 件、日本から子が連れ去られる心配がある又は連れ去られたとする件数が約 250 件であることから、日本への連れ去り事案と同程度の件数があるものと推測される。
ただし、法律施行後の実際の申請件数や、そのうちどのくらいのケースで子の住所等に関する情報提供が行われるかは確たる根拠を持って推測することは困難である。

《外務省の補足説明》

- ① レビューを行う時期又は条件
条約実施に伴い、ハーグ国際私法会議の主催する締約国レビュー会合が 4～5 年に一度開催されることも踏まえて、今後、法律施行後の実施状況を踏まえつつ、検討する。